

〔共同研究：在日韓国・朝鮮人の現状分析〕

在日韓国・朝鮮人のスポーツ活動の現状と課題

——サッカー競技における「国籍」を中心として——

高 ソン 成 厦

目 次

1. はじめに
2. 植民地時代のサッカー競技会
 - (1) 全国中等学校蹴球選手権大会
 - (2) 明治神宮競技大会と全日本蹴球選手権大会
3. 在日韓国・朝鮮人サッカーチームの現状と課題
 - (1) 学校体育における問題
 - (2) 社会体育における問題
4. 定住外国人と日本サッカー協会の規程
 - (1) 定住外国人の意義
 - (2) 日本サッカー協会規程上の問題
 - (3) 国際サッカー連盟の規約と日本の差別規程
5. むすび

1. はじめに

在日韓国・朝鮮人が日本に居住するようになった歴史的背景を考えるならば、韓国・朝鮮人が民族の主体性をもって日本で永住し、安定した生活を営むことは何人も犯すことのできない権利である。しかし、韓国・朝鮮人をとりまく日本の社会環境は差別と偏見に満ちあふれている。また、人間が生活の余暇を楽しみと喜びのために行なうスポーツ界においても、「国籍条項」を設けて差別し、競技会の参加資格を制限している。本稿では、このような在日韓国・朝鮮人のスポーツ活動における、不当な処遇の現状と実態を明らかにし、「スポーツには国境がない」ということが、いかにもむなしい言葉であるかを明らかにしたい。それは同時に、日本社会のなかでの異民族にたいする根強い差別性を明らかにすることになろう。さしあたって、ここではサッカー競技に焦点をしぼり、日本帝国主義による植民地支配下のサッカー競技会、解放後における民族学校サッカーチームの記録、大阪朝鮮人クラブならびに在日韓国蹴球団の戦績を

調査して、現状を分析し、それらがはらむ問題点を明らかにしたい。¹⁾

2. 植民地時代のサッカー競技会

(1) 全国中等学校蹴球選手権大会

過去、日本帝国主義は、朝鮮民族を植民地支配および侵略政策によって、やみくもに「日本人」化しようとした。そのような状況下で、1926年の第9回全国中等学校蹴球選手権大会(於・甲子園球場)に「朝鮮地区」を代表して培材中学が出場し、優勝校の御影師範に0対3で負け敗退した(表1-(1))。1928年の第10回大会(於・甲子園球場)には崇実中学が出場し、決勝戦で広島一中に6対1の圧倒的な大差で勝ち優勝している(表1-(2))。翌1929年の第11回大会(於・南甲子園運動場)には平壌高が出場し、決勝戦で御影師範に5対6で惜敗し、準優勝となつた(表1-(3))。1930年から1937年にかけては出場校はない。当時、参加しなかつた理由について明確ではないが、「第12回大会以降は審判、その他の諸事情で参加を拒否している」²⁾といった事実が述べられている。したがってなんらかのトラブルが生じたと思われる。また、この当時(1931年～1938年)は、「日本帝国主義の中國大陸侵略期」で、実に約50万人におよぶ朝鮮人が渡日を強いられている。このような状況下で開催された1938年の第20回大会(於・南甲子園運動場)には崇仁商業が出場し、第3位

1) 本稿は桃山学院大学総合研究所のプロジェクト「在日韓国・朝鮮人の現状分析」の研究の1部である。

2) 『コリアスポーツ』、第21号、12頁、コリアスポーツ社、1969年。

1

(1)		(2)		(3)							
第9回 (大正15年1月3・5・7日甲子園球場) 8地区 全国予選制を布く)		第10回 (昭和3年1月5・6・7日甲子園球場) 8地区		第11回 (昭和4年1月5・6・7日南甲子園) 8地区							
御影師		崇実		御影師							
0 広 一 中	1 御影師	1 広 一 中	6 崇 実	5 平壌 高	6 御影師						
1 晓 星 中	3 広 一 都 中	1 京 都 師	2 御影師	0 都 島 工	5 広 一 中	0 東 付 中	6 崇 実	0 明 星 商	4 平 壌 高	2 青 山 師	4 御影師
0 10 神 通 星 中 中 北 陸	0 2 晓 桃 山 中 中 阪 (東 海	0 1 爰 知 都 中 中 京 滋 奈	0 3 培 都 高 師 師 朝 鮮	0 1 岐 阜 島 中 工	0 14 富 島 山 師 師	4 5 東 京 付 中 師	0 11 京 都 影 師 師	1 3 富 山 星 師 商	2 3 平 壌 高 一 中	2 4 青 山 師 一 中	0 11 滋 賀 影 師 (京 滋 奈 庫)
(兵 庫)	(京 滋 奈)	(兵 庫)	(兵 庫)	(兵 庫)	(兵 庫)	(兵 庫)	(朝 鮮)	(朝 鮮)	(朝 鮮)	(朝 鮮)	(朝 鮮)

表 2

を占めている(表2-1)。1939年の第21回大会(於・南甲子園運動場)では、培材中学が棄権し(表2-2)、翌年の第22回大会(於・南甲子園運動場)には普成中学が出場して、決勝戦で神

戸三中に4対0の圧倒的な差で勝ち優勝している(表2-(3))。

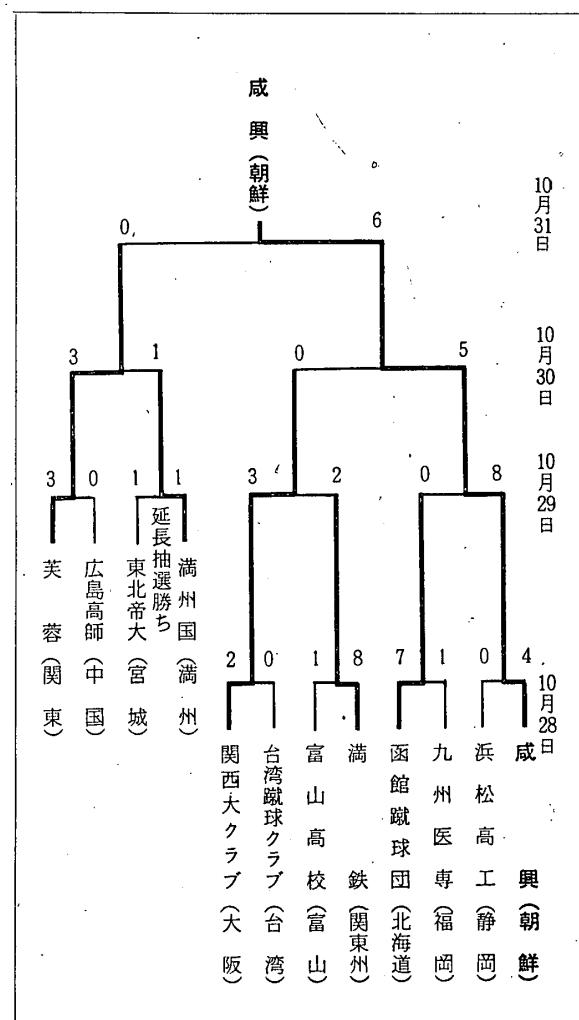
1939年から1945年にかけては、「日本帝国主義の強制連行期」で、実際に150万人もの朝鮮人

が、日本に強制連行され、侵略戦争遂行のため、強制労働に従事させられたことは周知のとおりである。このような事情から、解放後の1945年には、在日朝鮮人は236万5,263人にも達していたのである。³⁾ 1910年の「韓日合併」以来、日本帝国主義の「土地調査事業」などによって朝鮮の農村経済が破綻させられ、労働力として渡日を余儀なくされたが、祖国からサッカーチームが来日して活躍したことは、当時の被圧迫状況にある在日朝鮮人に、生きていく勇気を与えたものと考えることができよう。このことがまた、今日の在日韓国・朝鮮人にサッカーが比較的よく普及している原因をなしているものと考えられる。

(2) 明治神宮競技大会と全日本蹴球選手権大会

明治神宮競技大会(現・国民体育大会)は、戦前の内務省が明治神宮外苑に陸上競技場およびその他の競技場を完成させ、明治天皇の「御稟威」を顕彰するために全国民的大競技会を奉納するが始まりで、第1回大会は、1924年に開催された。日本帝国主義下において、この大会に「朝鮮地区」からサッカー競技に出場するのは1935年の第8回大会からである。その戦績をみると、第8回大会には京城蹴球団が出場し、決勝戦で慶應B R Bに2対0で勝ち優勝している。1937年の第9回大会では清津蹴球団が出場し、決勝戦で早大クラブに1対2で惜敗し準優勝となった。1939年の第10回大会には咸興蹴球団が出場し、決勝戦で全慶應大学に3対0で勝ち優勝している。翌年の第11回大会には前年度にひきつづいて咸興蹴球団が出場し、決勝戦で芙蓉クラブ⁴⁾に6対0という圧倒的な大差で勝ち優勝した(表3)。この第11回大会は、「紀元2600年、奉祝明治神宮国民体育大会」という名称で開催され、中等学校の部も府県対抗として行なわれ、「朝鮮地区」から中東中学が出場

表 3



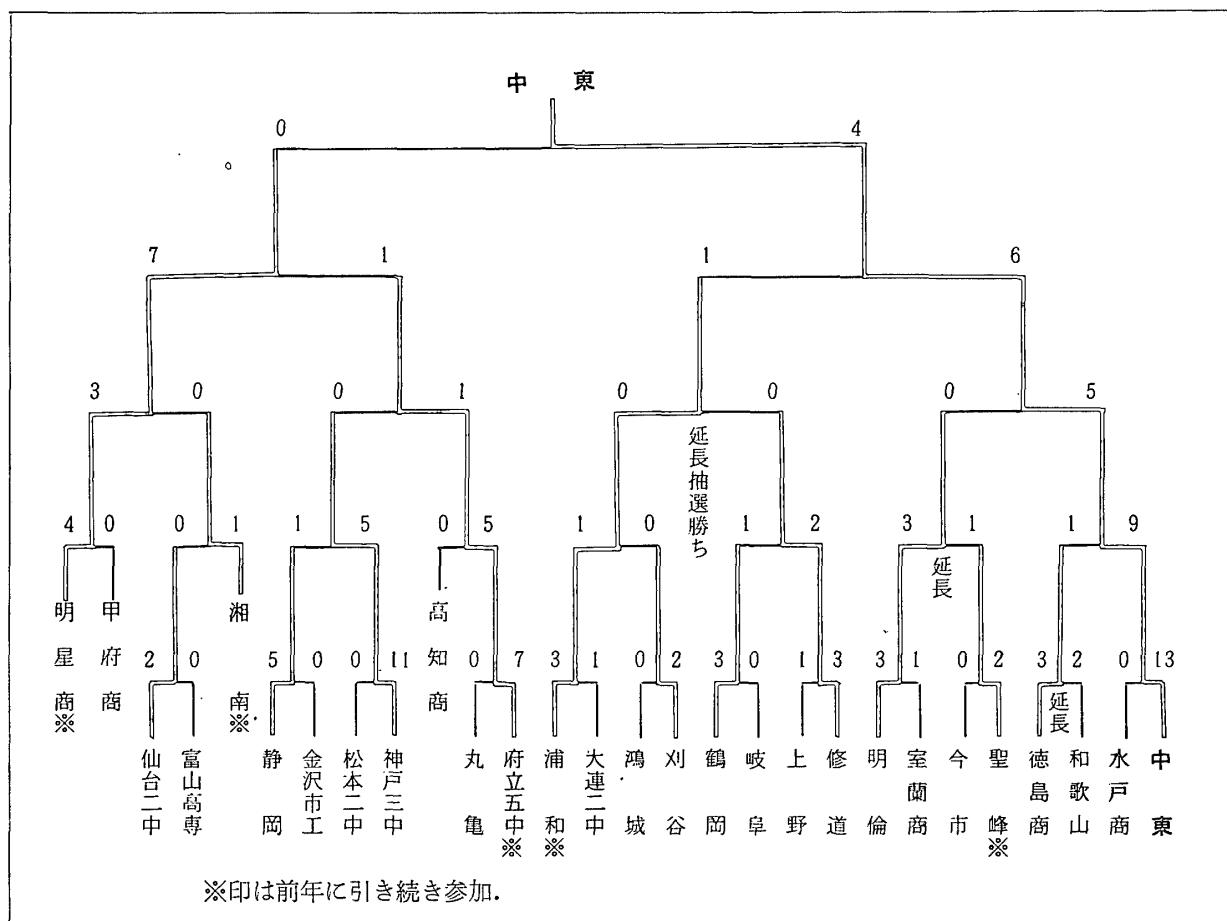
し、決勝戦で明星商業に4対0で勝ち優勝した(表4)。1941年の第12回大会では、平壌日穀が出場、決勝戦で日立製作所に3対2で勝ち優勝している。また、中等学校の部では、普成中学が決勝戦で神戸一中と2対2で引き分け、両チームが優勝の栄に輝いた。この大会に出場した神戸一中(現・神戸高校)のゴールキーパーであった岸本氏(のちに岡田陽三郎と改名)は、当時の模様について、「在日朝鮮人応援団の多数がスタンドに集まり、まるで京城で試合をやってるようと思われた」⁵⁾と述懐している。当時の内務省警保局の統計によると、1941年の在日朝鮮人は146万9,203人である。現在の在日韓国・朝鮮人は66万余人であるから、当時の応援の規模と熱のいれようが理解されるであろう。

3) 徐龍達、「在日韓国人の職業と経営の実態」——『国際化時代』の盲点・差別の社会構造を考える——桃山学院大学経済学論集、第14巻 第3号(1972年12月)、161頁。

4) 芙蓉クラブとは早大、明大、豊島師範、青山師範などのOB達で結成されたチームである。

5) 『日本サッカーの歩み』、140頁、日本サッカー協会編、1974年。

表 4



次に全日本蹴球選手権大会の戦績をみると、1935年の第15回大会から参加している。同大会には京城蹴球団が出場し、決勝戦で東京文理大に6対1の圧倒的な大差で勝ち優勝している。翌年の第16回大会では普成専門が決勝戦で慶應B R Bに2対3で惜敗し、準優勝となつた。また1938年の第18回大会には、全延禧専門が出場し、準決勝戦で早大と2対2で引分け抽選負けしている。1939年の第19回大会には全普成専門および全延禧専門が出場し、前者が第3位、後者が第5位の戦績をおさめた。また翌年の第20回大会では前年度と同様、全普成専門と全延禧専門が出場し、前者が第3位、後者が1回戦で敗退している。

以上述べてきたように、戦前の植民地時代の朝鮮のサッカーは体力・技術および戦術が、いかに優秀であったかが実証されるであろう。また植民地支配の抑圧されたなかで、日本のチームにたいする闘争心は、想像を絶するものがあ

っただろうと思われる。そして朝鮮のサッカーが、日本のサッカーのレベル向上に大きな影響を与えたと思われる。しかし、これらの大会への参加については、今日と同様、差別と偏見のなかで、おこなわれていたことは、容易に想像できよう。たとえば、ベルリンオリンピック前年の1935年に行なわれた明治神宮競技大会ならびに全日本蹴球選手権大会に抜群の実力で優勝した京城蹴球団から、翌年のベルリン大会日本代表に金容植氏1名しか選抜されなかつたことなどがその例となろう(表5)。この事実は日本帝国主義が植民地支配によって朝鮮人を強制的に「日本人」にしようとしながら、スポーツ界においてすらも事実上、平等な待遇をなしえず、朝鮮民族にたいする差別と偏見がいかに根深く侵透していたかを明示するにあまりある事例である。また、ベルリンオリンピックに日本代表(マラソン)として参加し、金メダルを獲得した孫基禎氏は、「あのとき私は心のなかでは、日

本のためでなく、韓国のために走った。韓国では、いまでも『国無し時代の孫が優勝した』といっている。私も同じ気持だよ、日本のカネでベルリンに派遣してもらっておいて、こんなことをいうと、年配の日本人は怒るだろうが、やはり当時も私の祖国は韓国であった⁶⁾と述べている。金容植氏も同様の心境で参加したであろうと思われる。

表 5

第11回ベルリンオリンピック（1936年）					
1回戦（8月4日）					
日本	3	—	1	スエーデン	
2回戦（8月7日）					
イタリア	8	—	0	日本	
決勝戦（同日）					
オーストリア	2	—	1	イタリア	
日本メンバー（早大中心）					
佐野理平	堀江忠男	竹内悌三	立原元夫		
種田孝一	金容植	松永行	右近徳太郎		
川元泰三	加茂健	加茂正五	鈴木保男		
補欠	高橋豊二	不破整	西邑昌一		
	笛野積次				

3. 在日韓国・朝鮮人サッカーチームの現状と課題

(1) 学校体育における問題

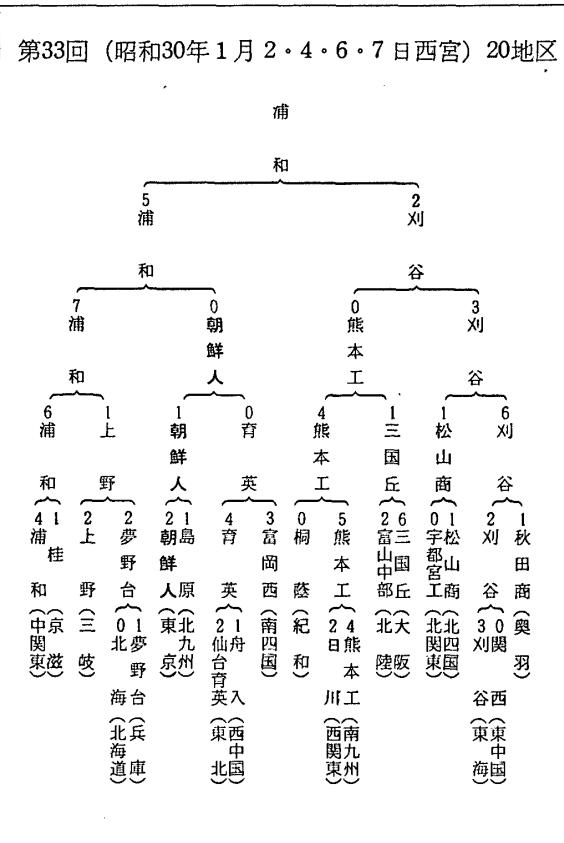
現在、大阪府下には韓国系の民族学校が2校ある。白頭学院建国小・中・高等学校は文部省の認可を受け「学校教育法」第1条に基づく学校である。他のひとつは金剛学園小・中・高等学校である。この学校は小学校だけが文部省の認可を受け、中・高等学校は「各種学校」として大阪府から認可されている。他方、朝鮮系の民族学校は現在、大阪府から「各種学校」として認可され、小学校が13、中学校が5、高校が1校設立されている。以上の民族学校では金剛学園を除いて、すべて小学校から高校においてサッカーチームがあり、活発に活動している。それは戦前の植民地時代に祖国でサッカーが盛んできしたこと、および戦前、日本の公式競技会で同胞チームが活躍したことなどが影響していると思われる。また解放後、韓国・朝鮮の代表チ

6) 「韓国のために走った」、孫基禎氏 36年目の感慨、『朝日新聞』1972年8月26日。

ームが国際大会に出場し、各大会で活躍していること、および1968年のメキシコオリンピックにおいて釜本・杉山などのスタープレーヤーを有する日本代表チームが第3位に入賞し、サッカーブームをひき起したことなども、韓国・朝鮮人子弟たちのサッカー熱の高揚に影響があったと思われる。

戦後、高等学校体育連盟サッカーチーム(以下、高体連と略す)および日本サッカー協会は、教育活動の一環として、全国中等学校蹴球選手権大会が全国高等学校サッカー選手権大会と改称され、現在、日本サッカー協会ならびに高体連共催で毎年開催され、マスコミで大きくとりあげられてきている。また高体連は全国高等学校総合体育大会・サッカーの部(以下、インターハイと略す)を開催してきた。これらの大会への出場権は、各都道府県予選を勝ち抜いて得られるものである。しかし、これらの大会には在日韓国・朝鮮人の民族学校の参加は認められていない。そのために日常の練習の成果が発揮できない情況にある。それは朝鮮系の学校は、各自治体レベルで「各種学校」として認可されているため、中学校体育連盟(以下、中体連と略す)および高体連に加盟できることになっている。しかし、1955年に都立朝鮮人学校(現・東京朝鮮高校<朝鮮系>)が第33回全国高等学校サッカー選手権大会に出場し、第3位になった(表6)。これは解放後、在日本朝鮮人連盟(朝連)が結成され、日本各地に民族学校が数多く設立された。しかし、当時の総司令部(GHQ)から、1948年に出された「朝鮮人学校閉鎖命令」によって都立朝鮮人学校となり、同校が東京都代表として、先に述べた大会に出場した事例がある。この民族学校は、1956年に朝鮮系の自主学校となり、残念ながら文部省の認可校でなくなった。以後、朝鮮系の民族学校は文部省の認可が受けられず、文部省の認可校で「学校教育法」第1条に基づく高等学校でなければ、高体連に加盟できない事情から、全国高等学校サッカー選手権大会ならびにインターハイなど、すべての競技会への参加は許可されないといったかたちで、今日に至っている。

表 6



韓国。朝鮮人の子弟が日本の高等学校のサッカーチームに所属している場合には、1チーム3名以内であれば先述の大会に出場できる。サッカーは1チーム11人でおこなわれるスポーツであるが、11人中4人の外国人選手がいる場合には、1名は出場できない仕組みになっている。これは、日本サッカー協会『規程集』の「全日本サッカー選手権大会開催規程」第10条の3、「外国籍選手」において、「参加資格のある団体・選手でそのうち外国籍選手は1チーム5名までエントリーすることができるが、常時試合に出場できるのは3名以下とする」(後掲資料10参照)という規定に基づいている。この規定がつくられた背景は、日本の有力企業がチーム強化のために、外国から優秀な選手を移入する傾向があり、それを制限するためにつくられたものであると思われるが、この規定が在日韓国・朝鮮人にも適用されている。高体連サッカーチームもこの規定を準用し、全国高等学校サッカー選手権大会、インターハイならびに全日本大学サッカー選手権大会においても適用している。

白頭学院建国小。中。高等学校は文部省の認可を受け、「学校教育法」第1条に基づく学校として中体連・高体連に加盟をしている。しかし、先に述べたインターハイ、全国高等学校サッカー選手権大会への参加は認められていない。現在、参加が認められた大会は、近畿高等学校サッカー選手権大会、およびその大阪府予選のみである。同校から大阪府高校サッカー優秀選手として、過去7名が表彰されている。しかし、同校が高体連に加盟しているにもかかわらず、韓国・朝鮮人子弟のスポーツマンたちに全国大会、インターハイの参加の機会を奪ってきた。その理由は先に述べたが、さらに問題となるのは、教育活動の一環として行なわれているこれらの大会に、参加を拒否してきた高体連の組織メンバーである教育者の姿勢が問われよう。むしろ、教育の場としてのスポーツ大会を、より積極的に考えるならば、これらの大会に参加させることによって、韓国・朝鮮人子弟と日本人子弟の交流の場ができるはずである。またスポーツ本来の友好、親善、相互理解がなされるはずである。また今日まで、参加の機会を奪ってきたことに、高体連の多くの教育者たちは、何ら疑問をもつことなく、「外国人学校のチームだから参加できなくても当然である」としてこの問題を放置してきたことである。このことは教育の場での問題であるがゆえに、教育者たちは教育の問題としてとらえ、考えなおさねばならないであろう。

建国高校サッカーチーム（大阪）が1951年に文部省の認可を受けて以来、出場した大会の戦績を列記しておこう。⁷⁾

1954年（昭29）

大阪府高校サッカー新人大会 優勝

1956年（昭31）

大阪府高校サッカー新人大会 優勝

1956年（昭31）

近畿大会大阪府予選 第3位

1964年（昭39）

7) 後掲資料5参照。

なお筆者は（1966年～1971年）建国高校サッカーチームのコーチを勤めた。

大阪府高校サッカー新人大会 1965年（昭40）	第3位
大阪府高校サッカー新人大会 1971年（昭46）	第3位
近畿大会大阪府予選 1971年（昭46）	優勝
近畿高校サッカー選手権大会	第4位

(2) 社会体育における問題

大阪朝鮮人クラブと在日韓国蹴球団は、民族学校のサッカー部、および日本の高校・大学で活躍した在日韓国・朝鮮人選手によって構成されている。これらのチームが結成された社会的背景として、解放後1946年に、在日本朝鮮人体育協会(朝鮮系)主催のサッカー大会が開催され、今日まで継続しておこなわれている。また、在日本大韓体育会(韓国系)が1954年度から、韓国の国民体育大会に毎年、在日同胞のサッカーチームを派遣していることなどがあげられる。また日本の高校・大学および民族学校を卒業した後、日本の競技会に出場するには、サッカー部を創設している企業に就職しなければならない。ところが韓国・朝鮮人は一般的に、企業による就職差別があり、それらの企業に就職することは不可能な状況にさらされている。しかしながら、両チームは1967年大阪サッカー協会に加盟が許され、戦後、はじめて社会人チームとして公式競技会に出場するのである。現在、大阪府社会人サッカーリーグ1部⁸⁾のトップクラスのチームとして活躍している。すなわち1970年から1979年までの10年間、大阪朝鮮人クラブは、大阪府社会人サッカーリーグ1部において9回の優勝と準優勝1回の記録をもち、大阪府における強豪チームとして知られている。他方、在日韓国蹴球団は、過去1部リーグで2回優勝している。しかし、両チームとも関西社会人サッカーリーグへの道は閉ざされている。⁹⁾ また韓

国・朝鮮人のチームは全日本サッカー選手権大会¹⁰⁾への出場も許されていない。その理由は、「日本サッカー協会・外国籍の選手を主体とする競技団体(チーム)規定」、準加盟団体第4条、「準加盟団体チームは、当該都道府県大会の主催する競技会のみ出場することが出来る」(後掲資料9参照)という規定による。この規定は、明らかに韓国・朝鮮人主体のサッカーチームを対象として、上位リーグへの進出を阻止するための差別的な規定であることは明白である。なぜならば、在日外国人76万人のうち、66万人を占めているのが韓国・朝鮮人である¹¹⁾ということと、すでに述べたように、植民地時代から今日に至るまで、韓国・朝鮮人主体のサッカーチームの歴史をみれば、それは常に日本のチームに脅威を与えてきた存在であったということにある。また、在日韓国・朝鮮人は、かつての日本帝国主義の植民地支配による産物であるということは、今更いうまでもないが、このようなスポーツにおける民族差別の構造が、戦後30数年をへて、なお継続されていることは驚くべきことである。

このような社会構造のなかで、韓国・朝鮮人の定住化傾向が進行し、今や日本生まれの第2世代、第3世代が韓国・朝鮮人総数の約80%を占めるに至り、また日本政府の「同化政策」によって「日本人」化が進行するなかで、上位リーグの目標を閉ざされながらも、民族の主体性をもち、都道府県大会のみの制限つき競技会ではあるが、参加する意義は大きいといわねばならない。

表7は、大阪朝鮮人クラブの大坂サッカー協会加盟当初からの戦績である。¹²⁾ 1967年に4部

ている地域リーグで、このリーグへの昇格は許されていない。後掲資料6参照。

- 10) 日本サッカー協会に第1種、第2種に登録しているチームであれば出場できるが、大阪朝鮮人クラブと在日韓国蹴球団は、準加盟団体(チーム)として規定されているため出場できない。
- 11) 法務大臣官房司法法制調査部編『第18出入国管理統計年報』1979年度版によると韓国・朝鮮人は659,205人である。
- 12) リーグ結果および対戦チームについては、後掲資料3、4参照。

表7 大阪朝鮮人クラブの戦績

1967年	大阪府社会人サッカーリーグ4部	優勝
1968年	大阪府社会人サッカーリーグ3部	優勝
1969年	大阪府社会人サッカーリーグ2部	優勝
1970年	大阪府社会人サッカーリーグ1部	優勝
1971年	"	優勝
1972年	"	優勝
1973年	"	優勝
1974年	"	第2位
1975年	"	優勝
1976年	"	優勝
1977年	"	優勝
1978年	"	優勝
1979年	"	優勝

↑ 上位リーグ進出を拒否される

リーグから出発し、4年後の1970年に1部リーグ昇格を果たし、同リーグで優勝したのである。優勝すれば当然、関西社会人リーグへの挑戦権が与えられるはずである。¹³⁾しかし、その挑戦権は拒否され、第2位のチームにその資格が与えられた。ここで大阪朝鮮人クラブの代表者が、大阪サッカー協会ならびに関西サッカー協会に抗議したが、同協会は、「外国人3名以上を有するチームは関西リーグに昇格させられない」という内規をつくり、拒否したのである。当時、筆者も大阪朝鮮人クラブの選手であったが、その時の口惜しさは、今日においても脳裏にやきついてはなれない。しかし、上位リーグ進出の機会を奪われながらも、1974年の準優勝を除いて、毎年優勝しているのである。特に1975年から1979年にかけての五連勝は素晴らしい記録である。以上、述べてきたように10年間、関西リーグ進出の権利を常に有しながら拒否され続け

表8 在日韓国蹴球団の戦績

1967年	大阪府社会人サッカーリーグ4部	優勝
1968年	大阪府社会人サッカーリーグ3部	優勝
1969年	大阪府社会人サッカーリーグ2部	第2位
1970年	大阪府社会人サッカーリーグ2部	優勝
1971年	大阪府社会人サッカーリーグ1部	不明
1972年	"	第3位
1973年	"	優勝
1974年	"	優勝
1975年	"	第4位
1976年	"	第7位
1977年	"	第8位
1978年	"	第8位
1979年	"	第7位

↓ 上位リーグ進出を拒否される

13) 後掲資料6参照、日本リーグへ昇格する道程。

てきたのである。また、このことに大阪サッカー協会および関西サッカー協会は、何ら疑問をもたず、当然のこととして放置してきた。これは大阪サッカー協会ならびに関西サッカー協会における組織の体制、体質および組織を構成している人々のスポーツマンとして資質を疑わざるを得ない。

表8は、在日韓国蹴球団の大坂サッカー協会加盟当初からの戦績¹⁴⁾である。同チームも1967年に4部リーグから出発し、5年後の1971年に1部リーグ昇格を果たしている。1973年および翌年の1974年に1部リーグで連続優勝している¹⁵⁾が、大阪朝鮮人クラブと同様、上位リーグへの進出を拒否されている。

4. 定住外国人と日本サッカー協会の規程

(1) 定住外国人の意義

まず、「定住外国人」(Permanet Residents)という用語の概念について、徐龍達教授の所見を引用する。¹⁶⁾「日本で生まれて引き続き居住中の外国人、敗戦前から日本に居住を余儀なくされた韓国・朝鮮人および中国人らとその子孫、および戦後入国外国人のうち、就職ビザなどによる在日居住歴3年以上の者で日本に生活の根拠地をもち、日本人と同様に納税の義務を負う者である」と規定したい。定住外国人は人権の国際的保障という潮流から、日本の国籍法第3条に規定された帰化の要件たる『5年以上の居住歴』よりもひろく弾力的に考えたい。定住外国人はすでに市民として認められており、さらに今後は国民として認められるべき段階にきていた。

14) 後掲資料4参照。

15) 1974年までは、大阪府社会人サッカーリーグ1部は2つのブロックに別れていたため、両チームはブロックが異なって所属し、各ブロック8チームで構成されていた。1975年から2ブロックが合併され、1ブロックとなり、1部リーグ16チームで構成され、両チームは同リーグに所属し、今日に至っている。

16) 徐龍達、「国公立大学外国人教授任用運動と特別措置法(案)をめぐる諸問題」、桃山学院大学経済経営論集、第21巻第2・3号、1979年12月) 391頁。

サッカーというスポーツを愛好している日本生まれの第2世代・第3世代は、もちろん定住外国人である。これらの者は日本の学校で活躍した選手、および民族学校でサッカーをしていた選手たちである。しかも日本で生まれ、育ち、経済的基盤も日本にあって生活している定住外国人としての地域住民である。また観光、商用目的の一般外国人と異なって、そのほとんどが現状では定着化が進行し、終生、日本に定住を余儀なくされているとみられる人びとである。このような定住外国人にたいしては、日本政府が批准した国際人権規約の内外人平等という精神からも平等に待遇されなければならないことはいうまでもない。いつ帰国するかも知れないという短期滞在の外国人ではなく、この日本に長期的に定住するという韓国・朝鮮人などにたいしては、日本国民と同様の待遇をすべきではなかろうか。ましてスポーツの世界においてはなおさらである。協会関係者、高体連および選手も含めて、定住外国人の意義を十分に理解すべきである。

(2) 日本サッカー協会規程上の問題

日本サッカー協会『規程集』の条項に、明らかに韓国・朝鮮人主体のサッカーチームを競技会から除外を意味する差別条項がある。それらの差別条項について検討してみたい。日本サッカー協会『規程集』、寄附行為細則には、加盟登録団体第7条“外国籍の選手を主体とする競技団体(チーム)”として「わが国に在留する外国籍の選手を主体とするサッカー競技団体(チーム)」については別に定める。但し学校教育法に基づく単一学校のチームはこの適用を受けない¹⁷⁾とし、他方、別に定める規定をみると“外国籍の選手を主体とする競技団体(チーム)規程”¹⁸⁾として、その第2条では「主体とは登録選手中に外国籍の選手が6名以上登録されていることである」とし、同第3条では「外国籍の選手を主体とする競技団体(チーム)は、その所

在地の都道府県サッカー協会に加盟申請書を提出し、承認を得なければならぬ。承認された団体(チーム)を準加盟団体(チーム)という」と明記され、同第4条において「準加盟登録団体(チーム)は、当該都道府県サッカー協会の主催する競技会のみ出場することができる」と規定されている。(傍点、高) これらの規程によって韓国・朝鮮人主体のサッカーチームは、日本サッカー協会の主催する、全日本サッカー選手権大会および日本サッカーリーグへの出場・進出の機会を奪われてきたのである。また、寄附行為細則第5条の3¹⁹⁾では、「競技会に参加できる加盟チームの外国籍選手は各々の競技会要項による」とし、また、日本サッカー協会主催の「全日本サッカー選手権大会開催規程」第10条の3では、「外国籍選手は1チーム5名まで登録することができるが、常時試合に出場できるのは3名以下とする」と規定されている。これらの規程が日本サッカーリーグ、全日本大学選手権、および全国高等学校サッカー選手権大会にも適用されている。このような制限規定は、日本サッカーリーグおよび大学の有力チームなどが、ブラジル国籍、その他の外国人選手をチーム強化のために、外国から移入することを制限するためにつくられたものと思われるが、ここで指摘されうることは、在日韓国・朝鮮人にもこれと同様の制限をしている。その弊害の事例として、1976年の日本サッカーリーグで、永大産業サッカー部がブラジルから移入したジャイロ、ジャイール、およびアントニオの他に、韓国籍の岡山県水島工高出身・河本権福選手の4名を試合に出場させていたのが発覚し、規則違反として大久保監督が、日本サッカー協会から無期限登録停止処分を受けた事件があげられる。河本権福選手は日本で生まれ、育ち、日本の学校で日本人と一緒にサッカーをしてきた韓国人である。このように日本で生まれ、育った定住外国人を、外国から移入した選手と同様に取り扱うことが妥当かどうか、また日本の学校で日本人と一緒にサッカーをしていた仲間をスポーツ

17) 後掲資料8参照。

18) 後掲資料9参照。

19) 後掲資料8参照。

の世界で差別する必要があるのだろうか。筆者も在日同胞のサッカーマンとして、激しい怒りをおぼえずにはいられない。また「スポーツには国境はなし」ということが、この日本の社会ではむなしく響くばかりである。

(3) 国際サッカー連盟の規約と日本の差別規程

在日韓国・朝鮮人主体のサッカーチームにたいする差別的な規定については、先に述べてきた。日本サッカー協会は、日本サッカー界を統括し代表する団体として、サッカー競技の普及および振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的としている。また日本サッカー界を代表する唯一の団体として国際サッカー連盟(略称、FIFA)に加盟し、またアジアサッカー連盟にも加盟している。ところがFIFAの規約²⁰⁾によれば、同第2条において「差別待遇の防止」という規定があり、その(4-1)では、「人種的・宗教的・政治的理由による国あるいは個人に対する差別待遇をしてはならない」と明記されている。また、その(4-2)では、「小項(4-1)の規定は、FIFA、大陸連盟・各協会によって運営される全ての大会に適用される」と規定されている。(傍点、高) それにもかかわらず、日本サッカー協会が主催する先に述べてきた大会には、在日韓国・朝鮮人主体のサッカーチームの出場および上位リーグ進出の機会を認めず、準加盟団体として取り扱い、都道府県大会のみ出場できると限定している。このことは、協会自身がもつ自己矛盾であり、そのことに気づこうとしないでいる。

このような差別的な規定は、いうまでもなく我が民族にたいする植民地民族観。蔑視感が、戦前から戦後30数年をへた今日まで、スポーツ界においてすら根強く存在し、継承された結果であることを見逃すわけにはいかない。それらが現実に、サッカー競技会における活躍の場を奪い去り、人間性を踏みにじってきた行為であるといえる。

20) 後掲資料7参照。

5. むすび

在日韓国・朝鮮人は、過去の日本帝国主義による植民地政策・侵略政策の結果、日本に居住することを余儀なくされた異民族であり、日本各地に現在、66万人、大阪府下では18万余人が居住している。これらの人々は、日本で生まれ、育ち、日本の学校または民族学校で学び、経済的な基盤も日本国内にあって定住している地域住民であり、定住外国人である。

今日、学校体育ならびに社会体育において、在日韓国・朝鮮人主体のサッカーチームは、高体連および日本サッカー協会の主催する全国的な競技会に参加することが認められていない。韓国系の建国高等学校にたいして高体連は、「学校教育法」第1条に基づく学校として文部省から認可され、高体連に加盟しているにもかかわらず、全国高等学校サッカー選手権大会およびインターハイへの道を閉ざしている。朝鮮系の民族学校は、「各種学校」であるため、高体連に加盟できず、高体連ならびに日本サッカー協会の主催するすべての大会に出場できない。また、大阪朝鮮人クラブおよび在日韓国蹴球団にたいしては、日本サッカー協会が、「外国籍の選手を主体とするサッカーチームは、当該都道府県協会の主催する競技会のみ出場できる」と規定し、準加盟団体として取り扱い、全日本サッカー選手権大会ならびに日本サッカーリーグへの出場・進出を拒否してきた。戦後から今日に至るまで、在日韓国・朝鮮人のサッカー活動を制限してきた。日本サッカー協会ならびに高体連の姿勢について考えるならば、我々在日同胞が残した、輝かしい戦績をみるまでもなく、そこには植民地時代のベルリンオリンピック選手選考と同じ発想が、現在においてもなお、その組織に内在しているとしか考えられない。これらのことから、拒否した背景の本質を考えると、建国高校サッカー部の記録、大阪朝鮮人クラブおよび在日韓国蹴球団の戦績からして、明らかに韓国・朝鮮人主体のチームが、先に述べた大会への出場を認めれば、それらの大会において活躍する可能性が十分にある。また高体連

および日本サッカー協会の体質として、韓国・朝鮮人主体のチームが、それらの大会で活躍されては困るという姿勢があるのではなかろうか。もし、筆者の私見がまちがっているならば、高体連および日本サッカー協会は、日本政府が批准した国際人権規約を想起し、韓国・朝鮮人チームにたいして、先に述べた大会への参加を拒否し、差別的な規定をつくった根拠を明らかにせねばならない。

1978年5月30日、日本政府は国際人権規約を批准した。この人権規約では、特定国の国籍の有無に関係なく、すべての個人を内外平等の原則にしたがって「人間」としてとらえ、しかもその権利が「人種・皮膚の色・性・言語・宗教・政治上その他の意見、民族的または社会的出身、財産、門地またはその他のいかなる差別もなく行使される」という無差別原則を保証しようというものである。また、ユネスコの「体育・スポーツ国際憲章」²¹⁾では、国際人権宣言の無差別原則を基本として、スポーツにおいてもスポーツが全ての人にとって基本的人権の一つ

であることを宣言している。すなわち第1条「体育・スポーツの実践は全ての人にとって基本的権利である」とし、(1—2) では「誰もがその国のスポーツ伝統に従い体育・スポーツに参加し、身体的適合性を増進し、スポーツにおいてその能力に応じた水準を達成するために十分な機会をもたなければならない」と明記されている。このように、国際人権規約および「体育・スポーツ憲章」からして、高体連ならびに日本サッカー協会は、在日韓国・朝鮮人がなぜ日本に居住するようになったか、その歴史的背景を考えるべきであろう。また韓国・朝鮮人主体のサッカーチームにたいして、教育的および社会的見地からも、先に述べた大会に参加できるよう対処しなければならない。スポーツで在日韓国・朝鮮人と日本人が交流することによって、スポーツ本来の姿である友好、親善および国際理解が深めうるのではなかろうか。最後に、日本の大学で教育する教育者一人として、「スポーツに国境がない」といわれるような社会環境が1日も早く訪れることが念願する。

21) 後掲資料11参照。

(資料 1)

〔植民地時代におけるサッカー競技会の記録〕

(1) 明治神宮競技大会

1935年10月	第8回明治神宮大会	決勝戦	京城蹴球団 (2-0) 慶應B R B (第1位)
1937年10月	第9回	"	早大クラブ (2-1) 清津蹴球団 (第2位)
1939年10月	第10回	"	咸興蹴球団 (3-0) 全慶應大 (第1位)
1940年10月	第11回	"	咸興蹴球団 (6-0) 芙蓉クラブ (第1位)
"	"	" (中学の部)"	中東中学 (4-0) 明星商業 (第1位)
1941年10月	第12回	"	平壌日穀 (3-2) 日立製作所 (第1位)
"	"	" (中学の部)"	普成中学 (2-2) 神戸一中 (第1位)
1942年10月	第13回	"	平壌平友蹴球団 () 不明 (第1位)

(2) 全日本蹴球選手権大会

1935年6月	第15回全日本蹴球選手権	決勝戦	京城蹴球団 (6-1) 東京文理大 (第1位)
1936年6月	第16回	"	慶應B R B (3-2) 普成専門 (第2位)
1937年6月	第17回	"	神戸商大 (2-1) 全普専門
1938年6月	第18回	"	早大 (2-2) 全延専 (第3位)
1939年6月	第19回	{ 三位決定戦 五,六位決定戦	全普専 (5-3) 東北帝大 全延専 (5-0) 大阪クラブ
1940年6月	第20回	{ 1回戦 三位決定戦	早大 (2-1) 全延専 全普専 (1-1) 東京帝大

(資料 2)

(1) 大阪府社会人サッカートーナメント選手権大会の記録

1970年	大阪朝鮮人クラブ	優勝
1971年	"	"
1972年	"	"
1973年	大阪興銀クラブ(韓国系)	"
1974年	"	"
1975年	大阪朝鮮人クラブ	"
1980年	"	"

※過去、大阪府のタイトルを在日同胞のサッカーチームが7回優勝している。

(2) 大阪府社会人サッカーリーグ加盟登録チーム数

1部	16 チーム
2部	32 チーム
3部	63 チーム
4部	120 チーム
5部	30 チーム
計	261 チーム 1979年現在

(資料 3) 大阪朝鮮人クラブ1部昇格までの記録 (1967年~1970年)

(1) 1967年—4部優勝(9勝0敗)

大阪朝鮮人クラブ (6-0)	板 東 調 帯
" (4-0)	読 売 テ レ ビ
" (5-0)	日本アルミ
" (5-0)	阪急百貨店
" (6-0)	日本ハム
" (8-0)	三井物産
" (4-0)	日本伸銅
" (5-0)	富士工業
" (2-1)	朝日新聞

(3) 1969年—2部優勝(7勝2分)

大阪朝鮮人クラブ (7-0)	湯 浅 乾 電 池
" (1-0)	泉陽クラブ
" (3-3)	大日本製薬
" (4-2)	大阪ガス
" (7-1)	塩野義製薬
" (5-0)	西淀クラブ
" (2-2)	ヤンマーB
" (5-0)	住友商事
" (8-1)	大阪興銀

(2) 1968年—3部優勝(8勝0敗)

大阪朝鮮人クラブ (6-0)	江 風 ク ラ ブ
" (8-2)	春 蹤 会
" (6-0)	早 川 電 機
" (10-1)	三 共 製 薬
" (1-0)	日本板ガラス
" (3-1)	住 友 生 命
" (6-0)	住 友 電 工
" (6-1)	日 立 造 船

(4) 1970年1部優勝(5勝2敗)

大阪朝鮮人クラブ (0-3)	住 友 金 属
" (6-0)	電 々 大 阪
" (4-1)	近畿相互銀行
" (0-1)	東洋ベアリング
" (7-1)	明 星 ク ラ ブ
" (1-0)	光 洋 精 工
" (6-1)	蝶

(資料 4) 大阪府社会人サッカーリーグ1部 (1975年~1979年) の記録

(1) 1975年

チーム名	順位	勝	分	敗	勝点	得点	失点	差
大阪朝鮮人クラブ	1	14	1	1	29	71	17	54
近畿相互銀行	2	13	1	2	27	57	17	40
大阪教員クラブ	3	11	2	3	24	61	27	34
在日韓国蹴球団	4	10	4	2	24	38	19	19
大阪市役所	5	9	3	4	21	40	23	17
大阪スポーツマンクラブ	6	7	7	2	21	39	25	14
明星クラブ	7	9	3	4	21	40	27	13
大阪ガス	8	8	0	8	16	43	36	7
電々大阪	9	9	0	7	18	31	37	-6
松下部品	10	5	3	8	13	30	35	-5
泉州陽クラブ	11	4	4	8	12	30	41	-11
高石クラブ	12	5	1	10	11	26	49	-23
日新クラブ	13	4	2	10	10	21	36	-15
日立造船	14	4	2	10	10	38	56	-18
大日本製薬	15	3	2	11	8	20	48	-28
九一鋼管	16	2	2	12	6	15	52	-37
光洋精工	17	0	1	15	1	16	71	-55

→ 優勝
(14勝1敗1引分)→ 第4位
(10勝2敗4引分)

(2) 1976年

チーム名	順位	勝	分	敗	勝点	得点	失点	差
大阪朝鮮人クラブ	1	13	1	2	27	64	19	45
フジタクラブ	2	12	1	3	25	46	20	26
湯浅電池	3	11	2	3	24	44	16	28
大阪スポーツマンクラブ	4	10	1	5	21	39	21	18
住金製鋼	5	10	0	6	20	41	29	12
近畿相互銀行	6	9	1	6	19	43	22	21
在日韓国蹴球団	7	9	1	6	19	34	28	6
電々大阪	8	9	1	6	19	35	29	6
明星クラブ	9	6	5	5	17	23	23	0
大阪市役所	10	8	2	6	16	45	25	20
大阪ガス	11	7	1	8	15	42	39	3
高石クラブ	12	4	3	9	11	29	58	-29
泉州陽クラブ	13	3	5	8	9	10	36	-26
日立造船	14	4	1	11	9	22	49	-27
日新クラブ	15	3	2	11	8	19	29	-10
松下部品	16	2	1	13	5	20	54	-34
光洋精工	17	2	0	14	4	20	79	-59

→ 優勝
(13勝2敗1引分)→ 第7位
(9勝6敗1引分)

(3) 1977年

チーム名	順位	勝	分	敗	勝点	得点	失点	差
大阪朝鮮人クラブ	1	12	1	2	25	49	18	31
大阪ガス	2	9	4	2	22	53	17	36
近畿相互銀行	3	11	0	4	22	30	14	16
大阪市役所	4	11	0	4	22	32	20	12
フジタクラブ	5	9	2	4	20	51	19	32
田辺製薬FBC	6	9	1	5	19	37	20	17
電々大阪	7	8	3	4	19	37	25	12
在日韓国蹴球団	8	8	2	5	18	44	25	19
住金製鋼	9	7	2	6	16	36	30	6
泉陽クラブ	10	6	2	7	14	19	24	-5
高石クラブ	11	5	3	7	13	29	34	-5
大阪スポーツマンクラブ	12	5	1	9	11	21	34	-13
日新クラブ	13	3	0	12	6	8	42	-34
松下電子部A	14	2	1	12	5	14	54	-40
住友化学	15	0	4	11	4	13	53	-40
明星クラブ	16	1	2	12	2	11	55	-44

→ 優勝
(12勝2敗1引分)→ 第8位
(8勝5敗2引分)

(4) 1978年

チーム名	順位	勝	分	敗	勝点	得点	失点	差
大阪朝鮮人クラブ	1	14	0	1	26	49	19	30
大阪市役所	2	9	3	2	22	32	17	15
田辺製薬FBC	3	8	5	2	21	40	17	23
東大阪FC	4	8	5	2	21	21	11	10
大阪ガス	5	9	1	5	19	52	22	30
電々大阪	6	8	3	4	19	35	22	13
泉陽クラブ	7	7	3	5	17	23	16	17
在日韓国蹴球団	8	7	2	6	16	31	22	9
フジタクラブ	9	7	2	6	14	22	24	-2
大阪スポーツマンクラブ	10	5	2	8	12	26	33	-7
松下歩一會	11	5	2	8	12	20	38	-18
近畿相互銀行	12	4	2	9	10	29	43	-14
住金製鋼	13	2	6	7	10	26	40	-14
九一鋼管	14	4	0	11	8	27	35	-8
松下部品	15	3	0	12	6	23	65	-42
高石クラブ	16	2	1	12	5	21	53	-32

→ 優勝
(14勝1敗)→ 第8位
(7勝6敗2引分)

(5) 1979年

チーム名	順位	勝	分	敗	勝点	得点	失点	差
大阪朝鮮人クラブ	1	12	1	1	25	58	9	49
大阪ガス	2	12	0	2	24	50	14	36
電々大阪	3	11	1	2	23	54	21	33
大阪市役所	4	9	2	3	20	34	18	16
田辺製薬FBC	5	7	3	4	17	21	18	3
東大阪FC	6	6	4	4	16	23	19	4
在日韓国蹴球団	7	5	4	5	14	43	33	10
フジタクラブ	8	6	1	7	13	32	40	-8
佐野クラブ	9	5	2	7	12	23	24	-1
泉陽クラブ	10	4	3	7	11	22	27	-5
松下歩一会	11	3	3	8	9	25	46	-21
白鷺クラブ	12	3	3	8	9	14	41	-27
大阪スポーツマンクラブ	13	3	1	10	7	22	49	-27
九一鋼管	14	2	1	11	5	18	36	-18
住金製鋼	15	2	1	11	5	18	52	-34
近畿相互銀行	16	選手登録ミス			自動的に2部降格			

→ 優勝
(12勝1敗1引分)→ 第7位
(5勝5敗4引分)

(資料 5)

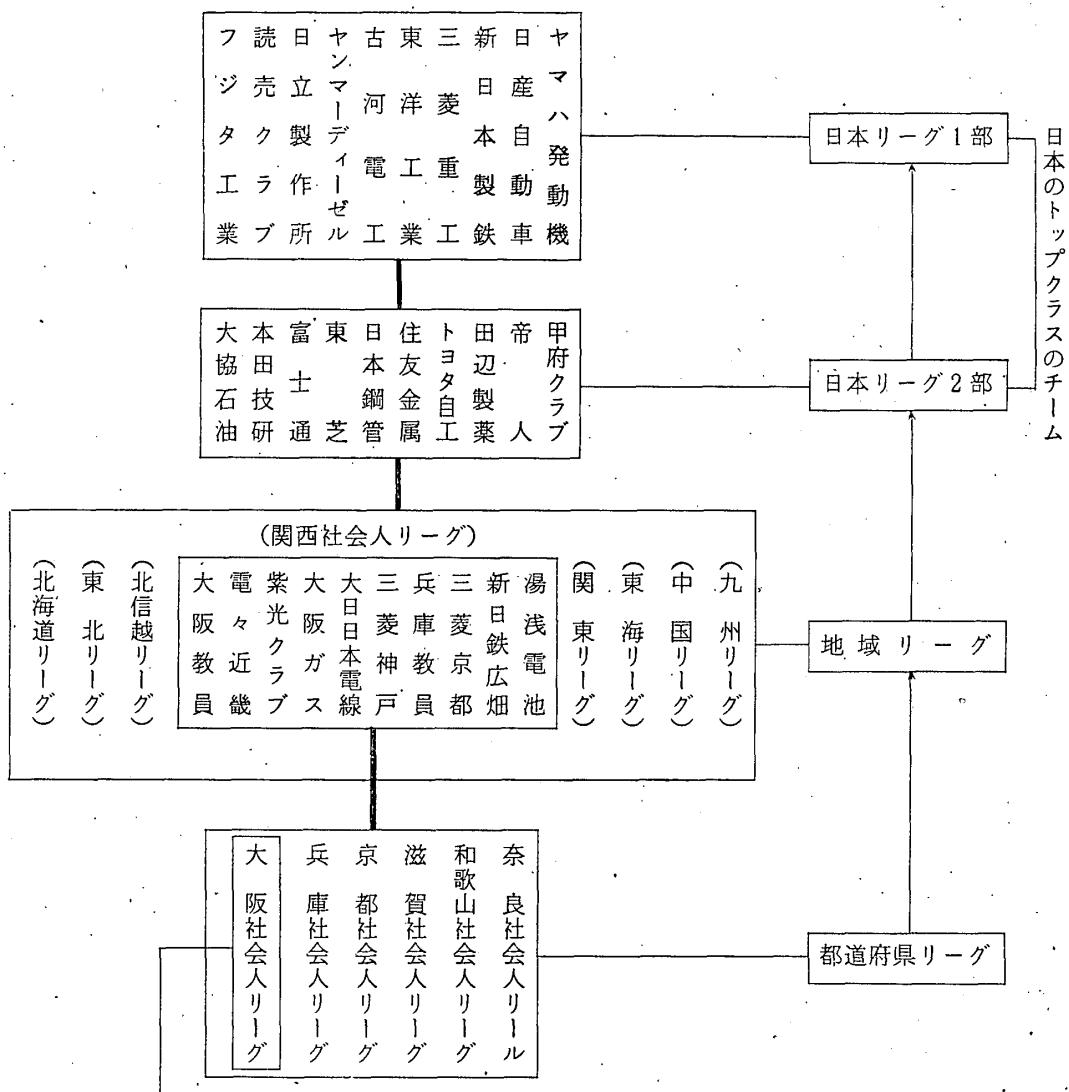
〔白頭学院建国高校サッカー部、大阪府大会の戦績〕

=府下大会=

年度	順位	総体予選 春季大会	大阪総体 国体予選	近畿予選 冬季大会	全国予選	定通制大会 定期制大会	年度	順位	総体予選 春季大会	大阪総体 国体予選	近畿予選 冬季大会	全国予選	定通制大会 定期制大会
23	1 2 3	池田	池田	住吉 星	池田 岸和田 明星	※	38	1 2 3	明星野田	明星工 大高丘尾	明星	明星工 大高陽中	都島二工 佐桜京
24	1 2 3	池田	池田	?	岸田 布施 星住	※	39	1 2 3	明星田陽工 池泉泉	明星大手前 工前國	明星工 大高岸和	明星工 大高田泉	塙丘工 春布都
25	1 2 3	八尾	三国丘	池田 泉	岸和田 明星	※	40	1 2 3	明星尾芝寺 泉初天王	明星芝泉工 初和泉尾	明星豊建 中国	明星和泉 大塙高定	塙都島二工
26	1 2 3	池田	三国丘	明星泉 明星	三国丘 星山	?	41	1 2 3	明星芝工 初和泉工	明星和泉工 和泉塙定	初芝泉工 和大阪院阪	※	塙都島二工 春日丘西野田
27	1 2 3	明星	明星	岸和田 明星	明星 明星	春日丘	42	1 2 3	和泉工 北陽塙野	明星泉塙吉 和坂東住	工高芝星 初明大阪商	※	塙丘工 春日西野田
28	1 2 3	岸和田	明星	明星	岸和田 明星	春日丘	43	1 2 3	初芝星 明阪和	初芝星 明和岸和	初芝星 明泉田	※	塙泉工 和西野田
29	1 2 3	三国丘	明星	兼春季	延国 明星	三国丘 明星	春日丘	44	1 2 3	芝木速田 初茨浪池	芝面陽芝 北初	※	塙府堺工 春日野
30	1 2 3	明星	明星	?	明星	布施工	45	1 2 3	和泉星 明浪速工	初北芝 明浪速工	関大一川星 寝屋明	※	都島二工 天二商工
31	1 2 3	明星	追手門	延国 明星	三国丘 明星	布施工	46	1 2 3	初芝工 浪明施	箕面工 大花	建國風陽 清北	初芝工 浪箕	塙商工 天二都島
32	1 2 3	今宮	天王寺	明星	明星	布施工	47	1 2 3	北陽芝 初大陽	関明倉星 天大陽	教大天陽 北清	關北陽 天風	科技工 天二商
33	1 2 3	明星	池田	明星	明星	佐野	48	1 2 3	北陽芝 清初教	泉陽天 佐大陽	教大天尾 天野倉	北清陽 天教泉	科技工 天東淀泉
34	1 2 3	明星	星山	布施	明星	春日丘	49	1 2 3	北陽芝 教大天尾	初芝風 清工風	豊中・関倉 吹田・北陽	初芝陽 天教清	科技工 天二商
35	1 2 3	明泉	星陽	明新	明星	桜塙	50	1 2 3	北陽芝 長初教	摂大高 天尾芝	摂津風芝 清初	摂北陽 天倉高	科技工 天二商
36	1 2 3	明布	星施	明工高	明星	桜塙	51	1 2 3	清風芝 初北摂	清明風 三同志	清風津 明星島社	初清風 津志工	科技工 天二商
37	1 2 3	明生	星野	明工高	明星	佐野	52	1 2 3	北陽芝 摂初清	陽津芝 吹堺	工大高芝 芝芝風	北摂清 津芝風	科技工 天布施

(資料 6)

日本サッカーリーグへ昇格する道程



※在日韓国・朝鮮人主体のチームは都道府県リーグまでと制限されている。
(1980年、現在)

(資料 7)

国際サッカー連盟規約 (1977, 78年度版)
(FÉDÉRATION INTERNATIONALE DE FOOTBALL ASSOCIATION)
(1961年度総会で承認・採択され、
その後の総会で改正されたもの)

解釈に関する条項

ここにかかげる規約、規程および総会の議事
通則で使う用語。

連 盟

- 「連盟」あるいは「FIFA」は、「国際サッカーリーグ」(FÉDÉRATION INTERNATIONALE DE FOOTBALL ASSOCIATION)

を意味する。

協 会

- 「協会」あるいは「これらの協会」は、文脈により異なった意味を示す場合を除き、各国協会を意味する。

リーグ

- 「リーグ」とは、各国協会に所属する内部団体を意味する。

英國協会

- 「英國協会」とは、連合王国の4つの協会、すなわちフットボール協会、スコットランド・フットボール協会、ウェールズ・フットボ

ール協会および北アイルランド・フットボール協会を意味する。

国際評議会

- 「国際評議会」あるいは単に「評議会」は、上記4つの英國協会および国際サッカー連盟の国際サッカー協会評議会を意味する。

大陸連盟

- 「大陸連盟」は、同一大陸に所属するFIFAの会員である各国協会のグループである。

理事会

- 「理事会」とは、この規約に従って構成されたFIFAの理事会を意味する。

会員

- 「会員」とは、FIFAに加盟しているそれぞれの国を代表する協会を意味する。

I 称号、構成、本部

第1条

称号、構成

1. 「国際サッカー連盟」は、それぞれの国内のアソシエーション・フットボールを管理する協会として、国際サッカー連盟に加入し、その認可を得た各国協会によるものとする。それぞれの国でひとつの協会だけが承認される。4つの英國協会のおおのは、1946年7月25日のFIFA総会によって認可された協定のもとに、FIFAの会員として承認される。

2. FIFAの会員である各国協会は、すべての他の協会を除外して、専らそれぞれの国におけるアソシエーション・フットボールを管理する協会として、お互いに承認するものとする。

3. 植民地または自治領に設立された協会は、その母国の国内を統轄する協会との協定により、その協会の配下にとどまることができ、また直接連盟に加盟することもできる。この原則は、他国の保護下におかれている国にも適用することができる。

本部

4. FIFAの本部は、総会の決議によって決定される。本部はスイスとし、総会の決議

によってのみ、他国に移すことができる(第15条4項d号参照)。

II 目的

第2条

連盟の目的は次のとおりである。

競技の推進

1. FIFAまたはその理事会が適当と考えるあらゆる方法によって、アソシエーション・フットボールの競技を推進すること。

友好関係の助長

2. あらゆる階層——アマチュア、ノン・アマチュア、プロフェッショナル——に、フットボール試合を奨励することにより、また、すべての他の適当な方法によって、各国協会の役員および競技者の間に、友好関係を助長すること。

フットボールの管理

3. 規約、規程およびFIFA総会の議事通則の違反、または国際評議会によって定められた競技規則の違反を防止するため、必要または妥当と考えられる手段を講ずることで、フットボールを管理すること。

差別待遇の防止

4-1 人種的・宗教的・政治的理由によるあるいは個人に対する差別待遇をしてはならない。

4-2 小項4-1の規定は、FIFA、大陸連盟、各國協会によって運営される全ての大会に適用される。

4-3 各国協会は管轄下のリーグやクラブにおいてのあらゆる人種差別をも防止しなければならない。

4-4 上記の規定に従って、差別待遇が行なわれないのを保証することはFIFAの義務である。

4-5 差別待遇が目立つ大会を黙認、許可、運営する協会、あるいはスポーツでの差別が法律によって規定されている国協会は、FIFAへの入会を認められず、もし、そなれば除外されねばならない。試合を開催し、またはこれに参加しようとする各協

会は連盟に対し、それに関する規定を守ることを保証しなければならない。

意見の相違の裁定

5. 規程および細則またはその他によって、各協会間に発生するすべての意見の相違を裁定し解決する方法を規定すること。

(注) 傍線は筆者による、以下同じ。

(資料 8)

財団法人日本サッカー協会
寄附行為細則
(加盟登録団体)

第1条 加盟登録団体(以下加盟チームといふ)とは財団法人日本サッカー協会(以下本協会といふ)制定のサッカー競技規則によりサッカーを行う団体(チーム)で、次条以下の規定により本協会に加盟登録したものという。

第2条 加盟チームは次の種別にわける。

- 第1種 年令を制限しない選手によって構成される団体(チーム)
- 第2種 19才未満の選手によって構成される団体(チーム)
- 第3種 16才未満の選手によって構成される団体(チーム)
- 第4種 13才未満の選手によって構成される団体(チーム)

但し、第2種、第3種、第4種の年令は当該年度4月2日を基準とする。

第3条 本協会に新たに加盟登録しようとする団体(チーム)は様式第1号による加盟申請書を所在地の都道府県サッカー協会に提出してその承認を得なければならない。

第4条 本協会を脱退しようとするときは、その理由を付し、所在地の都道府県サッカー協会に脱退届を提出しなければならない。

第5条 加盟チームはつきの権限と義務とをもつ。

1. 加盟チームはそれぞれ所在地の都道府県サッカー協会の組織単位としてその施策に関与することができる。
2. 加盟チームは本協会、都道府県協会

および第8条に定める地域協会の主催する競技会に参加することができる。

※ 3. 競技会に参加できる加盟チームの外国籍選手は各自の競技会要項による。

(外国籍の選手を主体とするサッカー競技団体)

第7条 わが国に在留する外国籍の選手を主体とするサッカー競技団体(チーム)については別に定める。

但し、学校教育法に基づく单一学校のチームはこの規程の適用を受けない。

(資料 9)

財団法人日本サッカー協会
外国籍の選手を主体とするサッカー競技団体(チーム)規程

第1条 本規程は寄附行為細則第7条による外国籍の選手を主体とするサッカー競技団体に関する事項を定める。

第2条 前条による主体とは登録選手中に外国籍の選手が6名以上登録されていることである。

第3条 わが国に在留する外国籍の選手を主体とするサッカー競技団体(チーム)は、その所在地の都道府県サッカー協会(以下都道府県協会といふ)に様式第1号による加盟申請書を提出し承認を得なければならない。

2. 前項により承認された団体(チーム)を準加盟登録団体(チーム)という。

第4条 準加盟登録団体(チーム)は、当該都道府県協会の主催する競技会にのみ出場することが出来る。

第5条 準加盟登録団体(チーム)は、所在地の都道府県協会がそれぞれ定める都道府県協会会費を納入しなければならない。

第6条 準加盟登録団体(チーム)は寄附行為第12条に定めるところにより、毎年、選手氏名、その他所要事項を登録しなければならない。

2. 準加盟登録団体(チーム)は、審判規定に定める審判員を選び、自己の団体に専属する審判員として1名以上を前項の登録

に付して登録しなければならない。

3. 準加盟登録団体(チーム)は、服装登録規程に定めるその団体のユニホームの色彩を様式第1号に記入して登録しなければならない。
4. 準加盟登録団体(チーム)は、本協会の機関紙の配布を受ける。

第7条 準加盟登録団体(チーム)が、前条の義務を怠り、または規定に違反あるいは、サッカー競技者の名誉を傷つける等の行為のあったときは、その団体(チーム)または選手が警告、競技停止あるいは除名の処罰を受ける。

(付 則)

この規程は昭和53年4月1日より施行する。

(資料 10)

天皇杯全日本サッカー選手権大会 開催規程

(総 則)

第1条 財団法人日本サッカー協会(以下本協会といふ)競技会開催規程第13条に基づき、この天皇杯全日本サッカー選手権大会(以下本大会といふ)開催規程をきめる。

第2条 本規程は本大会を開催するサッカー協会(協会とは本協会・地域協会・都道府県協会のいずれかをいふ)のすべての試合に関する事項をきめる。

(目 的)

第3条 本大会はすべての第1種加盟登録団体(チーム)が、日本サッカー界最高の覇者になる栄誉を競うとともに、競技を通し、体力と人格の向上を期し、サッカーの普及発展に寄与することを目的とする。

(大会基準要項)

第4条 本大会の企画・運営には、本協会寄附行為細則22条の定められるところにより、実施委員会をおく。

第5条 本大会は本協会が主催し、競技方式は勝抜き式とし、都道府県大会・地域大会・決勝大会の三段階で実施する。

第6条 都道府県大会は都道府県協会が、地域大会は地域協会がそれぞれ主管し決勝大会については、別に定める「決勝大会主管委託細則」に基づき、一部競技を地域協会にその主管を委託することができる。

第7条 本大会の後援については、地方公共団体(都・道・府・県・市町村およびその教育委員会等)についてのみ認める。

第8条 1. 都道府県大会

各都道府県協会内の加盟登録団体(チーム)により行われ、地域大会への進出チームをきめる。

2. 地域大会

本協会および地域協会により都道府県大会の試合を免除されたチームと前項の都道府県大会から進出したチームとで行われ、決勝大会への進出チームをきめる。

3. 決勝大会

本協会により地域大会までの試合を免除されたチームと前項の地域大会から進出したチームとで行われ優勝ならびに準優勝チームをきめる。

第9条 決勝大会は有料試合とし、地域大会は有料試合を原則とし、都道府県大会は有料試合にすることができる。

第10条 本大会の参加資格は次の通りとする。

1. チーム

大会前年4月30日までに第1種に加盟登録した団体(チーム)で決勝戦まで試合を続行できる条件を備えていること。

2. 選手

大会年4月30日までに第1種加盟登録団体(チーム)の登録選手であること。

本協会寄付行為細則第13条但書きに拘らず本大会では、同一選手が、二つ以上のチームに登録することはできない。

※3. 外国籍選手

上記1項、2項の資格を有する団体(チー

ム)・選手でそのうち外国籍選手は1.チーム5名までエントリーすることができるが、常時試合に出場できるのは3名以下とする。

(資料 11)

ユネスコの体育・スポーツ国際憲章について

1 経緯

ユネスコ第20回総会は、1978年10月24日から11月28日までパリのユネスコ本部で開催されたが、この総会で体育・スポーツ国際憲章は全会一致で採択されたものである。この体育・スポーツ国際憲章は、1977年7月にユネスコの主催により開催された第1回体育・スポーツ暫定政府間委員会でその検討を行うことについて決定された。その際、その形式は勧告等に要する多くの手続と時間と繁雑さを考慮して、宣言の形をとることが望ましいとされた。その起草のためのワーキンググループがアメリカ、ソ連など8か国から構成され、草案を作成した。

第2回体育・スポーツ暫定政府間委員会が1978年5月に開催され、前記草案が審議され、一部修正が行われたものが採択されて第20回総会に付託されて正式に決定されたものである。

本年の6月には第1回の体育・スポーツ政府間委員会が開催されて、わが国も理事国としてこの会議に参加した。この会議の議題の一つとして体育・スポーツ国際憲章の普及と適用の問題が取り上げられ、次のような議論が行われた。出席国は皆この国際憲章を支持しており、ユネスコは体育・スポーツ促進の専門家会議を招集すべきである。各国政府や体育・スポーツの非政府団体もこの憲章の普及宣伝を行い、またそれに援助すべきであること等が強調された。

2 体育・スポーツ国際憲章（仮訳）

第20回ユネスコ総会はパリで1978年11月に開催され、

国際連合憲章において、人民が基本的人権と人間の尊厳・価値に関する信念を宣言するとともに社会的進歩と生活水準の向上とを促進する

決意を宣言したことを想起しつつ、

人権に関する世界宣言によって、何人も人権、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上もしくは他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地または他の地位によるいかなる種類の差別を受けることなしに、人権宣言に掲げられている全ての権利と自由を与えられていることを想起しつつ、

人権の効果的行使のための必要不可欠の条件の一つは、誰もが自由に身体的、知的、道徳的な力を発展させ保持することができ、体育・スポーツをすることが全ての人々に保障されるものであることを確信しつつ、

人間の高度な肉体的、知的、道徳的能力を保持発展させることができ、国および国際レベルにおける生活の質の改善の助けとなることを確信しつつ、

体育・スポーツは国民の豊かな発展の基礎にある基本的な人間の価値を説くことにより効果的な貢献をすべきであると信じつつ、

それゆえに、体育・スポーツが私心のない競争、一致と友愛、相互の尊敬と理解、そして人間の高潔と尊厳の十分な尊重とともに、人間および人間の親密な交わりを追求すべきあることを強調しつつ、

体育・スポーツの自由と一般的享受の可能性という面での工業国と発展途上国との間の格差を縮小させるために、工業国と発展途上国に同様に課せられた責任と義務を考慮しつつ、

自然環境と体育・スポーツの調和を保つことが体育・スポーツを豊かにすることであり、地球資源の尊重およびそれを人類のより大きな利益のために保存し、使用することへ関心を起こさせることを考慮しつつ、

世界に存するトレーニングや教育の形態の多様性を考慮しつつも、国のスポーツ構造の相違にもかかわらず、体育・スポーツは身体的幸福と健康のみならず、人間の豊かなバランスのとれた発達の促進に貢献することが明白であることに注目しつつ、

さらに、体育・スポーツに対する権利が全ての人間にとて現実のものとなるまでに必要と

される莫大な努力を考慮に入れつつ、

体育。スポーツに対して責任を持つ政府間的および非政府的な国際機構間の協力による人民間の平和と友好関係のための重要性を強調しつつ、

体育。スポーツの発展を人類の進歩への貢献として位置づけ、その発展を促進し、政府、関係の非政府的機関、教育者、家庭および個人がこれによって導かれ、これを広め、これを適用するよう促すためにこの国際憲章を宣言する。

第1条 体育。スポーツの実践は全ての人にとっての基本的権利である。

1—1 全ての人は、その人格の全き発達のために不可欠な体育。スポーツに親しむ基本的な権利を持つ。体育。スポーツを通して身体的・知的・道徳的能力を伸ばす自由は教育体系および社会生活の他の側面においても保障されなければならない。

1—2 誰もがその国のスポーツ伝統に従い体育。スポーツに参加し、身体的適合性を増進し、スポーツにおいてその能力に応じた水準を達成するために十分な機会を持たなければならぬ。

1—3 学齢前の子供を含む若者、老人、身体障害者のためには、彼等の要求に合った体育。スポーツプログラムを通して彼等の人格を最高に高めるために特別な機会が用意されなければならない。

第2条 体育。スポーツは、全教育体系の中で生涯教育の不可欠の要素を構成する。

2—1 体育。スポーツは教育。文化の不可欠の要素として十分に高潔な社会構成員にするために、全ての人の能力と意志力と自己訓練を開発しなければならない。身体活動の継続およびスポーツの実践は世界的な生涯にわたる民主的教育によって生涯を通じて保障されなければならない。

2—2 個人レベルでは体育。スポーツは健康の維持増進に役立ち、健康的なレジャー・タイムを提供し、現代生活の欠点の克服を可能にする。共同体レベルでは体育。スポーツは社会生活を豊かにしフェアプレーを促進する。フェア

プレーはスポーツ自体にとってのみでなく社会での生活にとって不可欠である。

2—3 全ての総合的教育体系はバランスを確立し、身体的活動と他の教育要素との結びつきを強めるために体育。スポーツに必須の地位と重要性を割り当たなければならぬ。

第3条 体育。スポーツプログラムは個人的・社会的ニーズを満たさなければならぬ。

3—1 体育。スポーツプログラムは各國の機構的、文化的、社会経済的、風土的条件同様に体育。スポーツを行う人々の要求や個人特性に適合するように立案されなければならない。プログラムにおいて優先順位はいかなる点においても不利益を被っている社会の中の集団に与えられなければならない。

3—2 一般に教育の過程の中で体育。スポーツプログラムはその内容とタイムテーブル双方によって、人間を最大限に発展させる習慣と行動様式の形成に役立つ。

3—3 たとえスポーツ大会が華々しい観を呈する時でさえ、競技スポーツはオリンピックの理念に従って常に教育的スポーツの目的に奉仕することを目標にしなければならない。それは決して利益を追求する商業的関心に影響されはならない。

第4条 体育。スポーツの教授・コーチ・行政は資格を有する人間により行なわれるべきである。

4—1 体育。スポーツの責任を担う全ての人は適当な資格と訓練が必要である。彼等は多くの人間の中から選抜されねばならず、予備的および上級のトレーニングを受け十分に専門性の高い程度に達しなければならない。

4—2 適当なトレーニングと指導を受けたボランティアの人は、スポーツの幅広い発展に貴重な貢献をすることができ、人々の体育。スポーツ活動の実践や組織への参加を促進できる。

4—3 体育。スポーツ関係の人員の訓練のために適切な機構が設置されなければならない。そのような訓練を受けた人々は彼等が遂行する義務に相応した地位を与えられなければならない。

第5条 十分な施設と設備は体育・スポーツにとって不可欠である。

5-1 十分な施設と設備が学校および学校外の体育・スポーツに関する計画のために、激しい使用にも耐え、かつ、安全性も満たすように供給および設置されなければならない。

5-2 体育・スポーツ施設・設備を供給し、最適に利用されるように協力して計画をたてることはあらゆる段階の政府、公的機関、学校および関係政府機関の義務である。

5-3 自然環境により与えられる機会を考慮に入れながら、地方や都市の開発計画は、体育・スポーツ施設に関する長期的ニーズに応える準備をもたなければならぬ。

第6条 研究と評価は体育・スポーツの進展にとり欠くことのできない要素である。

6-1 体育・スポーツにおける研究及び評価はあらゆる形態のスポーツ進歩に役立つとともにトレーニング方法や組織や運営手順の改善と同様に関係者の健康と安全の向上のために手助けになるべきである。それによって教育体系はよりよい教育方法や達成水準を開発するための改革から恩恵を受けるであろう。

6-2 科学研究——その社会的関連はこの分野では見落してはならないが——は、スポーツへの不適当な使用を許さないようなやり方で行なわれなければならない。

第7条 情報及び文書は体育・スポーツの振興を促進する。

7-1 体育・スポーツに関する情報及び文書の収集、貯蔵、普及は大いに必要とされる。特にプログラム、実験、活動に関する調査及び評価研究の成果の情報を流通させる必要がある。

第8条 マスメディアは体育・スポーツに積極的な影響を及ぼさなければならない。

8-1 報道の自由権に対する偏見なしに全てのマスメディア関係者は、体育・スポーツにおいて具体化される社会的重要性、人道的目的、道徳的価値に関してその責任を十分自覚しなければならない。

8-2 体育・スポーツに積極的な影響を与える、客観的で根拠のある情報を確保するために、

マスメディア関係者と体育・スポーツの専門家と関係は密接で相互の信頼に基づいていなければならない。

第9条 国家の組織は体育・スポーツにおいて主要な役割を果たさなければならない。

9-1 あらゆる段階における公権力及び特殊な非政府的機関は教育的価値が明白な体育・スポーツ活動を奨励しなければならない。具体的には法令や規則を実施し、物的援助を提供し、及びその他の奨励、激励、規制の措置を講じることである。これらの行為を活発化するような財政的手段を公的機関は講じるよう努めなければならない。

9-2 義務的な身体活動と自由に自発的に実践される身体活動との連携及び調整を考慮に入れて、生涯教育体制における一貫した全体的なそして地方分散的活動計画を促進することは、体育・スポーツに責任を有する全ての組織の義務である。

第10条 國際的協力は、全体的バランスのとれた体育・スポーツの振興にとって不可欠である。

10-1 体育・スポーツに対して責任を持ち、かつ、国家を代表とする組織（世界的か局地的かを問わず、また政府間的か非政府間的かを問わない。）及び国は、国際的な相互、多極的協力において体育・スポーツに対して特別な地位を与えるなければならない。

10-2 体育・スポーツの分野における内からの発展を促し刺激するために国際的協同は全く私心のない動機をもって促進されなければならない。

10-3 世界共通語である体育・スポーツの中での協力と相互利益の追求を通じて全ての人民は継続的平和及び人民相互の尊敬と友好の維持に貢献し、それによって国際問題の解決のため好ましい環境をつくりだすであろう。関係機構（国家的か国際的かを問わず、また政府的か非政府的かを問わない。）間の個々の固有の能力の尊重を基礎とした親密な協力は世界の体育・スポーツの発展を奨励するであろう。

(文部省体育課)

[参考文献]

1. 『コリアスポーツ』, 21号, コリアスポーツ社, 1969年。
2. 『日本サッカーの歩み』, 日本サッカー協会編, 講談社, 1974年。
3. 『現代スポーツ百科事典』, 日本体育協会編, 大修館書店, 1970年。
4. 「全国高等学校サッカー選手権大会昭和49年プログラム」, 高体連サッカーハンブ, 1974年。
5. 『大阪高校サッカー三十年史』, 大阪高等学校体育連盟サッカーハンブ編, 1978年。
6. 『高体連の歩み』, 大阪高等学校体育連盟編, 1979年。
7. 『規程集』, 日本サッカー協会, 1978年。
8. 『近代体育・スポーツ年表』, 岸野雄三編著, 大修館書店, 1973年。
9. 『スポーツの現代史』, 川本信正著, 大修館書店, 1976年。
10. 『アマチュアリズム200年』, 鈴木良徳著, 日本体育社, 1974年。
11. 『人間とスポーツ』, 梅村清弘編著, 大修館書店, 1973年。
12. 『季刊三千里』, 第8号, (特集在日朝鮮人), 三千里社, 1976年。
13. 『季刊三千里』, 第12号, (特集在日朝鮮人の現状), 三千里社, 1977年。
14. 『季刊三千里』, 第18号, (特集在日朝鮮人とは), 三千里社, 1979年。
15. 『定住外国人と国公立大学』, 在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会他編, 僑文社, 1977年。
16. 『在日朝鮮人——その差別と処遇の実態——』, 佐藤勝己編, 同成社, 1974年。
17. 『白友』(白頭学院校友会会誌), 朴炳閔編著, 僑文社, 1974年。
18. 『65万人——在日朝鮮人』, 宮田浩人著, すずさわ書店, 1977年。
19. 『朝鮮人強制連行・強制労働の記録』, 朝鮮人強制連行真相調査団編, 現代史出版会, 1976年。
20. 『在日朝鮮人と社会保障』, 吉岡増雄編著, 社会評論社, 1978年。